

中央区自治協議会委員推薦会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、新潟市区自治協議会条例施行規則（平成19年新潟市規則第20号）第3条第6項の規定に基づき、中央区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

（選任等）

第2条 推薦会議の構成員（以下「構成員」という。）は、中央区自治協議会（以下「区自治協議会」という。）が選任する。

- 2 推薦会議の構成員は、新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号。以下「条例」という。）第2条第2項第1号に該当する委員のうちから6人以内を選出し、同項第2号及び第3号に該当する委員のうちからそれぞれ1人以上、合わせて4人以内を選出する。
- 3 条例第2条第2項第2号及び第3号に該当する委員から構成員を選出できない場合は、当該号の構成員については欠員とする。ただし、区自治協議会が必要と認めた場合は、同項第1号に該当する委員のうちから補欠の構成員を選任し、補充することができる。
- 4 構成員の任期は、区自治協議会の委員の任期とする。

（座長）

第3条 推薦会議に座長を1人置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 座長が欠けたとき、又は座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指定する構成員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 推薦会議の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、条例第2条第2項第2号又は第3号に該当する構成員は、自号の団体及び委員の選考に関する議決には加わらない。
- 5 会議は、公開で行うものとする。ただし、委員の推薦等に関し議長が必要と認め

る場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

(役割)

第5条 推薦会議は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 委員の改選時において、区自治協議会委員の全体構成を検討すること。
- (2) 委員が任期中に欠けた場合又は区自治協議会を組織する人数が上限に達していない場合において、必要に応じて、委員の増員の検討をすること。
- (3) 条例第2条第2項第1号及び第2号に該当する委員並びに同項第3号に該当する委員のうち、同項第2号に該当する委員に準ずるもの（以下これらを「団体選出委員等」という。）を選出する団体を選考すること。
- (4) 条例第2条第2項第3号に該当する委員候補者（団体選出委員等を除く。）を選考すること。
- (5) 選考した団体及び委員候補者を区自治協議会に推薦すること。

(議決の委任)

第6条 次に掲げる事項については、推薦会議の議決をもって、区自治協議会の議決とする。

- (1) 団体選出委員等が任期中において欠けた場合における、補欠の団体選出委員候補者等の決定に関すること。
- (2) 委員の公募に関する要領の制定及び改廃に関すること。

(座長専決)

第7条 座長は、前条第1号に掲げる事項については、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をした場合は、座長は、推薦会議に報告するものとする。

(秘密を守る義務)

第8条 構成員は、推薦会議で知り得た個人の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(区自治協議会との連絡)

第9条 推薦会議は、委員候補者の推薦に関し、常に区自治協議会と密接に連絡を保つものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(構成員の任期の特例)

2 中央区自治協議会委員推薦会議運営要綱の一部を改正する要綱（平成28年6月23日制定）の施行（同要綱附則第1項第1号に掲げる規定をいう。）の日において現に構成員である者の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成28年6月23日に満了する。

この要綱は、平成21年4月22日から施行する。

この要綱は、平成26年12月19日から施行する。

この要綱は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則の改正規定 平成28年6月23日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成28年6月24日

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

中央区自治協議会委員推薦会議運営要綱 新旧対照表

新 (改正後)	旧	備 考
<p>中央区自治協議会委員推薦会議運営要綱 第1条 (略)</p> <p>(選任等)</p> <p>第2条 推薦会議の構成員 (以下「構成員」という。) は、中央区自治協議会 (以下「区自治協議会」という。) が選任する。</p> <p>2 推薦会議の構成員は、新潟市区自治協議会条例 (平成 18 年新潟市条例第 74 号。以下「条例」という。) 第2条第2項第1号に該当する委員のうちから6人以内を選出し、同項第2号及び第3号に該当する委員のうちからそれぞれ1人以上、合わせて4人以内を選出する。</p> <p>3 条例第2条第2項第2号及び第3号に該当する委員から構成員を選出できない場合は、当該号の構成員については欠員とする。ただし、区自治協議会が必要と認めた場合は、同項第1号に該当する委員のうちから補欠の構成員を選任し、補充することができる。</p> <p>4 構成員の任期は、区自治協議会の委員の任期とする。</p> <p>第3条～第10条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 (構成員の任期の特例)</p> <p>2 中央区自治協議会委員推薦会議運営要綱の一部を改正する要綱 (平成28年6月23日制定) の施行 (同要綱附則第1項第1号に掲げる規定をいう。) の日において現に構成員である者の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成28年6月23日に満了する。 この要綱は、平成21年4月22日から施行する。 この要綱は、平成26年12月19日から施行する。 この要綱は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。 (1) 附則の改正規定 平成28年6月23日</p>	<p>中央区自治協議会委員推薦会議運営要綱 第1条 (略)</p> <p>(選任等)</p> <p>第2条 推薦会議の構成員 (以下「構成員」という。) は、中央区自治協議会 (以下「区自治協議会」という。) が選任する。</p> <p>2 推薦会議の構成員は、新潟市区自治協議会条例 (平成 18 年新潟市条例第 74 号。以下「条例」という。) 第2条第2項第1号に該当する委員のうちから6人を選出し、同項第2号及び第3号に該当する委員のうちから合わせて4人を選出する。</p> <p>3 条例第2条第2項第2号及び第3号に該当する委員から構成員を選出できない場合は、当該号の構成員については欠員とする。ただし、区自治協議会が必要と認めた場合は、同項第1号に該当する委員のうちから補欠の構成員を選任し、補充することができる。</p> <p>4 構成員の任期は、区自治協議会の委員の任期とする。</p> <p>第3条～第10条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 (構成員の任期の特例)</p> <p>2 中央区自治協議会委員推薦会議運営要綱の一部を改正する要綱 (平成28年6月23日制定) の施行 (同要綱附則第1項第1号に掲げる規定をいう。) の日において現に構成員である者の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成28年6月23日に満了する。 この要綱は、平成21年4月22日から施行する。 この要綱は、平成26年12月19日から施行する。 この要綱は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。 (1) 附則の改正規定 平成28年6月23日</p>	

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成28年6月24日
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成28年6月24日
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
(追加)

2 委員の選出手続

(1) 選出手続

【規則：第2条（区長による推薦）】

第2条 区長は、条例第2条第2項に規定する委員の推薦にあたっては、次条に規定する選出手続を経たうえで行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。

「新潟市附属機関等に関する指針」により、委員は当該附属機関の機能が十分に発揮されるよう、その設置目的を踏まえて広く選任することとされている。

そこで、区自治協議会においては、区民等の多様な意見とその実態を適切に反映できるように、委員の委嘱にあたっては、区自治協議会による選出手続を経たうえで行うものとしている。

なお、委員の改選直後で下記(2)の区自治協議会委員推薦会議の設置前に委嘱が必要な場合などに対応するため、ただし書の規定を設けた。

(2) 区自治協議会委員推薦会議

具体的な推薦作業を行うための組織として、各区自治協議会内に区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）を置くこととして規則で規定した。

推薦会議の運営その他必要な事項は、区自治協議会ごとに推薦会議運営要綱案（「区自治協議会関係例規編」49ページ）に沿って定めるものとする。

【規則：第3条（推薦会議）】

第3条 委員の候補者（以下「委員候補者」という。）の選出手続を行うための組織として、区自治協議会に区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）を置く。

2 推薦会議は、区自治協議会の委員10人以内で組織する。

3 推薦会議は、区自治協議会の委員の構成の検討及び委員候補者の選考を行い、区自治協議会に委員候補者を推薦するものとする。

4 区自治協議会は、推薦会議の選考結果を尊重し、議決により、委員候補者を決定するものとする。

5 委員候補者の選出に関し区自治協議会があらかじめ議決により指定した事項については、推薦会議の議決をもって区自治協議会の議決とすることができる。

6 推薦会議の運営その他必要な事項については、区自治協議会が定める。

【推薦会議運営要綱概要及び取扱い】

① 要綱の趣旨

推薦会議運営要綱は、規則第3条第6項の規定に基づき、推薦会議の運営その他必要な事項について各区自治協議会が定めるものである。

② 推薦会議の構成

推薦会議の構成員は、委員10人以内で組織し、区自治協議会が選任する。なお、構成員の任期は、区自治協議会の委員の任期と同じとする。

(構成員選任方法の留意点)

ア 区自治協議会が、構成員を決定する。

イ 第1号委員から6人以内を選出し、第2号及び第3号委員からそれぞれ1人以上、計4人以内を選出する。ただし、次期委員改選に当たり公募委員の募集に応じる委員は、推薦会議が委員の推薦手続きを始める前に構成員を辞任するものとする。構成員に欠員が生じた場合、区自治協議会が必要と認めるときは、補欠の構成員を選任するものとする(委員10人以内で組織するため、補充せず、例えば9人で組織してもよい)。

ウ 最終的に推薦結果を区自治協議会に諮るため、区自治協議会の会長及び副会長は構成員の資格があっても除外するものとする。

③ 推薦会議の会議

推薦会議に互選により座長を置き、会議は座長が招集する。

推薦会議は、区自治協議会の常設会議として位置付けられ、座長は、委員候補者推薦の必要が生じた場合に、速やかに会議を招集する。

会議の定足数等の運営方法や、WEB会議の開催については、主に区自治協議会の会議の例によるものとする。

なお、区自治協議会が要綱で定めることにより、推薦会議の役割に属する事項について、座長は、専決処分をすることができる。

④ 推薦会議の役割

推薦会議は、区自治協議会委員の構成の検討、各号委員候補者の選考を行い、その結果に基づき、区自治協議会へ団体及び委員候補者の推薦を行うものとする。

委員候補者の推薦に当たっては、地域の多様な意見が反映されたものになるよう、委員の構成に十分配慮するものとする。

委員全体構成の検討にあっては、「新潟市附属機関等に関する指針」第5条に基づき、女性比率に配慮するとともに、特定の年齢層に偏らないよう努める。

なお、委員構成及び委員候補者の選考の公正を期すため、第2号・第3号委員の全部又は一部について、自号の団体又は委員候補者の選考の議決に加わらないよう、区の実情に応じて要綱で定めることができる。